

SDGs を表面処理で実現する

生産性の向上

生産性向上要件証明書の発行

中小企業等経営強化法の概要

平成 28 年 7 月 1 日施行された中小企業等経営強化法は、労働力人口の減少、企業間の国際的な競争の活発化等の経済社会情勢の変化に対応し、中小企業・小規模事業者・中堅企業の経営強化を図るため、事業所管大臣が事業分野ごとに指針を策定するとともに、当該取組を支援するための措置等を講じます。

新規設備の固定資産税軽減の概要

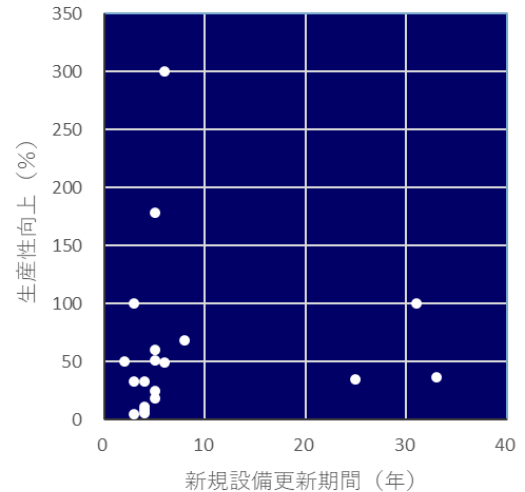
計画認定を受けた場合、資本金 1 億円以下、従業員数 1,000 人以下の中小企業や個人事業主が、

- ① 販売開始から 10 年以内のもの、
- ② 旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均 1%以上向上するもの、
- ③ 160 万円以上の機械及び装置であれば、

固定資産税の課税標準が3年間半額になります！

法施工日(平成 28 年 7 月 1 日)から令和 4 年度末までに取得した機械装置が対象。(詳しくはホームページを参照ください)

<https://www.kizaikou.or.jp/concept1.html>



生産性向上審査案件の新規設備更新期間と生産性向上 (2021 年申請分)

- ◆めっき設備の申請 19 案件
- ◆新規設備更新期間平均 8 年
- ◆生産性向上平均 62%

私たちはこう考えます！！ — 機材工設備部会 —

創意工夫により生産性を向上させる設備投資を！

生産性向上：バレル容量拡大・バレル多数個持ち・治具拡大・サイクルタイム改善
 エネルギー効率の改善：モーター容量変更（高効率モーター）、加熱・冷却の見直し
 生産精度向上：膜厚測定器・実験装置など

設備部会メンバー 27 社にご相談ください。 <https://www.kizaikou.or.jp/members.html>

